平成30年7月18日宣告 裁判所書記官 加 藤 哲 也平成29年(か)第1398号 詐欺被告事件

判 決 被 告 人 氏 名 山 田 洋 年 昭和32年5月21日生 齢 本 籍 松山市高岡町861番地 住 居 兵庫県尼崎市南塚口町5丁目4番4号 コーポレイ南塚口301号 職 業 会社役員 検 官 察 石 飛 大 輔 多 \blacksquare 征 史 私 髙 弁 人 木 甫(主 任) 小 谷 成 美 橋 本 太 地 主 文

被告人を懲役1年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、金融機関から被告人名義のキャッシュカードをだまし取ろうと考え 第1 平成24年2月中旬頃、真実は、被告人名義の総合口座開設に伴って交付されるキャッシュカードを第三者に利用させる意図であるのにこれを秘し、被告人自らが利用するかのように装い、東京都目黒区目黒本町1丁目15番16号所在の当時の郵便事業株式会社目黒支店に設置された私書箱第25号新生銀行目黒プロダクションセンターメールオーダー(口座開設担当)係宛てに、被告 人の氏名等必要事項を記載した新生総合口座パワーフレックス申込書兼印鑑・サイン届及び被告人名義の運転免許証の写し等を郵送し、同月15日、前記私書箱を介して同区下目黒1丁目8番1号アルコタワー8階所在の当時の株式会社新生銀行総合オペレーション部に到達させ、被告人名義の総合口座の開設及び同口座開設に伴うキャッシュカードの交付を申し込み、同部従業員らに、被告人が同銀行のパワーフレックス取引共通規定等に従って、キャッシュカードを第三者に利用させることなく被告人自らが利用するものと誤信させ、よって、同月下旬頃、兵庫県尼崎市南塚口町5丁目4番4号コーポレイ南塚口301号の被告人方宛てに、被告人名義のキャッシュカード1枚を郵送させてその交付を受け

第2 同年8月22日,大阪市港区港晴3丁目3番18号所在の当時の人民新聞社事務所から,前記アルコタワー6階所在の株式会社新生銀行チャンネルサービス部目黒コールセンターに電話をかけ,同センター従業員に対し,真実は,再発行を受けた前記総合口座のキャッシュカードを第三者に利用させる意図であるのにこれを秘し,被告人自らが利用するかのように装い,前記第1のキャッシュカードを紛失したとして,その再発行を申し込み,同従業員らに,前同様に誤信させ,よって,同月下旬頃,前記被告人方宛てに,被告人名義のキャッシュカード1枚を郵送させてその交付を受け

もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させたものである。

(証拠の標目)

括弧内記載は、証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

全部の事実について

- ・被告人の公判供述
- ・大髙英二の検察官調書抄本(甲1)
- 捜査報告書 (甲44, 76)
- ・捜査関係事項照会書写し(回答書添付) (甲45,46)

第1の事実について

- ・大塚順子の警察官調書(甲2,3,4,5)
- ・捜査報告書(甲6,17,18,19)

第2の事実について

- ・駒井政也の警察官調書抄本(甲7,8)
- 捜査報告書(甲9、10、11)

(事実認定の補足説明)

第1 争点及び前提事実等

- 1 被告人は、公訴事実記載の頃、新生銀行に口座を開設してキャッシュカードの交付を受け、また、それを紛失したとしてキャッシュカードの再交付を受けたこと(以下、これらのキャッシュカードを併せて、単に「本件キャッシュカード」ともいう。)は認めており、関係証拠によっても認められる。そして、本件キャッシュカードの交付を受けた理由等について、被告人は、レバノン共和国(以下「レバノン」という。)在住の邦人に対し、これまでも金銭的援助をしてきたが、同人の病気療養費等の諸経費を同人の支援者に簡便で経済的に渡す方法として、新生銀行の本件口座に入金した現金を、前記支援者が本件キャッシュカードを用いてレバノン国内の提携ATMで引き出すこととし、そのために本件口座を開設して本件キャッシュカードの交付を受けた、そして、前記支援者に本件キャッシュカードを送り、前記支援者が、被告人の個別の指示を受けることなく、本件キャッシュカードを用いてレバノン国内の提携ATMで順次現地通貨を引き出してきた旨述べており、これらのことは、関係証拠によっても認められる。
- 2 ところで、被告人及び弁護人は、被告人が交付を受けた本件キャッシュカー ドは、あくまで被告人の使者又は代理人として、前記支援者に送って出金して もらうために交付を受けたにすぎないから、第三者に利用させる意図はなく、 欺罔行為がないため、被告人は無罪である旨主張している。

- 3 関係証拠によれば、新生銀行における各規約の内容等は以下のとおりである。
 - (1) 新生銀行で口座を開設する際には、契約者において、パワーフレックス規約集の各規定を確認、同意した上で口座開設申し込みをすることになっており、同規定によれば、平成24年当時、新生銀行が発行したキャッシュカードを名義人以外の第三者に利用させることは禁止されていた(パワーフレックス取引共通規定9条1項、パワーフレックスキャッシュカード規定11条3項、13条、インターナショナルキャッシュカード規定13条3項、14条2項)。

そして、新生銀行において、最初から口座名義人以外の者に利用させる目的で、口座開設やキャッシュカードの発行の申込があった場合、同目的が判明すれば、口座開設を拒否し、キャッシュカードの発行を行わない取扱いとなっていた。

(2) また、平成24年当時、キャッシュカードの再発行手続についても、前記と同様の規定が適用されていた(パワーフレックス取引共通規定8条、9条 1項、パワーフレックスキャッシュカード規定6条、11条3項、13条、 インターナショナルキャッシュカード規定7条、13条3項、14条2項)。

第2 検討

1 前記パワーフレックス取引共通規定 9 条等は、新生銀行発行のキャッシュカードを名義人以外の第三者に利用させることを禁止しているところ、キャッシュカードの名義人が、同人の配偶者や同居の親族等に一時的にカードを渡して出金してもらうことが前記規定に反しないとされる場合があるかどうかは措くとしても、少なくとも、キャッシュカードの名義人以外の者が、長期間にわたりそのキャッシュカードを手元に置いたまま出金を繰り返すことは、たとえ、名義人が口座のパスフレーズ等を管理していたり、名義人の意を受けていたりしたとしても、第三者がキャッシュカードを利用していることにほかならず、銀行口座利用者の本人確認を厳格にすることにより銀行口座が犯罪などに悪用

されることを防止するという前記規定の趣旨に照らし、前記規定に反する利用 方法であることは明らかである。したがって、被告人が、キャッシュカードを そのような方法で前記支援者に使用させる意図をもって、新生銀行の口座開設 及びキャッシュカードの交付を申し込んだ以上、被告人には、キャッシュカー ドを第三者に利用させる目的があったというべきであり、そのことを秘して口 座を開設し、キャッシュカードの交付を受けるなどした被告人の行為は詐欺罪 を構成し、その故意に欠けるところもない。

2 弁護人は、被告人が、平成25年1月17日、新生銀行コールセンターのオペレータに対し、海外に行っている被告人の親戚にキャッシュカードを渡して、その親戚が海外で出金している旨を伝えた際、前記オペレータが被告人の行動を咎めていないことから(弁1)、キャッシュカードの使用者が代理人や使者であることは新生銀行にとって重要な事項ではない旨主張する。しかし、そもそも銀行にとってキャッシュカードの利用者が誰であるのかということが重要な事項であることは、最高裁平成19年7月17日第三小法廷決定(刑集61巻5号521頁)に照らして明らかである。

したがって、被告人及び弁護人の主張はいずれも採用できない。

(法令の適用)

罰 条 いずれも刑法246条1項

併合罪の処理 刑法45条前段,47条本文,10条(犯情の重い第2

の罪の刑に法定の加重)

刑の執行猶予 刑法25条1項

(量刑の理由)

いわゆるキャッシュカード詐欺は、銀行口座が犯罪目的で悪用されることにつながる行為であり、一般的には、悪質な類型の事案である。しかしながら、本件については、本件口座や本件キャッシュカードが、被告人がいうような目的以外に用いられた形跡は認められないのであって、詐取したキャッシュカードの口座

が特殊詐欺などの犯罪行為の振込先に指定されるなどして利用されるような事案と比較すれば非難の程度は高いとはいえない。また、被告人は新生銀行から2回にわたってキャッシュカードを詐取しているが、2回目の詐取は紛失したキャッシュカードの再発行手続にすぎず、新たな口座のキャッシュカードを詐取したわけではないから、複数回である点を特に重くみることはできない。以上からすれば、本件は同種の詐欺事案の中で重い部類に属する事案ではない。

これに加えて、被告人には前科がないことなどの事情も考慮した上、今回については、主文の刑に処して刑事責任を明らかにした上で、その刑の執行を猶予するのが相当である。

よって, 主文のとおり判決する。

(求刑・懲役2年)

平成30年7月18日

裁判官 市原志都

裁判官 髙 鳴 美 穂

これは謄本である。 平成30年7月-3日 神戸地方裁判所 裁判所書記官 **加**

